

魚津市告示第138号

魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱を次のように定める。
。

令和4年12月2日

魚津市長 村椿 晃

魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木材生産 魚津市内における森林の間伐、主伐等の森林整備をいう。

(2) 林業燃油 林業生産に使用するため、魚津市内に事業所を有する石油販売事業者から購入する軽油をいう。

(3) 林業者 魚津市内に事業所が所在し、林業燃油を使用して木材生産を行う業者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、林業燃油の高騰により影響を受けた林業者に対して、林業経営の持続及び安定化を図るため、林業燃油の購入費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、規則附則第2項に規定する市税等を完納している林業者（軽油引取税の課税免除者を含む。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、令和4年1月1日から令和4年10月31日までに購入、納品及び支払を完了した林業燃油の購入費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象者が購入した林業燃油に対して1リットル当たり18円を乗じた額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業完了の日から起算して4月を経過する日までに、補助事業の成果を記載した魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業実績書(様式第2号)

(2) 木材生産位置図

(3) 林業燃油の納品日、数量、販売者、購入者及び金額が分かる領収書等の写し

(4) 市税完納証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第3号)又は魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)から提出される請求書に基づき、当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令若しくはこの要綱に違反したとき、又は市長の処分に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(関係書類の保存)

第10条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条第2項の規定による交付決定を受けている者に係る第8条から第10条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。
。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

認定申請者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書兼実績
報告書

魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金の交付を受けたいので、魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請し、併せて実績報告します。

記

1 交付申請額

円

2 添付書類

- (1) 魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業実績書（様式第 2 号）
- (2) 木材生産位置図
- (3) 林業燃油の納品日、数量、販売者、購入者及び金額が分かる領収書
等の写し
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業実績書

1 事業目的

2 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 事業内容（詳細は別紙事業内訳書のとおり。）

油種	用途	納入数量（ℓ）	申請金額（円）
軽油	間伐		
軽油	主伐		
合計			

備考 用途は、間伐、主伐等の森林整備のいずれかを記載する。

別紙

魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業内訳書

申請金額

用途： _____

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
軽油納入数量 (ℓ)							
月	8月	9月	10月	合計①			
軽油納入数量 (ℓ)							

用途： _____

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
軽油納入数量 (ℓ)							
月	8月	9月	10月	合計②			
軽油納入数量 (ℓ)							

(① + ②) × 18円 = _____ 円

様式第3号（第7条関係）

魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書兼
額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金について、魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

交付決定額及び確定額

円

様式第 4 号（第 7 条関係）

魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金については、魚津市林業燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

交付しない理由